青森県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に 対する緊急包括支援事業費補助金に関するQ&A(よくあるお問い合わせ)

	質問内容	回答
1	【慰労金】 法人役員について、介護サービス事業所等で業務を行い、利用者と接しているが、慰労金の支 給対象となるのか。	法人役員であっても、 ・介護サービス事業所等において、対象期間に10日以上勤務した者 ・利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事した者 に該当する場合は、慰労金の対象となります
2	【慰労金】 調理員について、調理室での調理業務のほか、配膳等も行っているが、慰労金の支給対象となるのか。(対象期間に10日以上勤務している。)	調理員について、食堂等で配膳等の業務を行う場合、利用者と同じ空間で作業をしており、 「利用者の接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事した者」に該当し、慰労金の 支給対象となります。
3	【慰労金】 通所介護事業所の送迎の運転手について、送迎用車内で利用者と一緒となるが、慰労金の支 給対象となるのか。(対象期間に10日以上勤務している。)	運転手について、送迎用社内で運転業務に従事することで、利用者と同じ空間で作業をしており、「利用者の接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事した者」に該当し、慰労金の支給対象となります。
4	【慰労金】 慰労金は職員個人の口座に必ず振込しなければならないのか、現金支給を行ってもよいのか。	職員への慰労金の支給方法について、現金で支給を行うこともできます。 その際、職員から受領印を徴するなど、職員へ支給したことが書面で確認できるようにしてく ださい。
5	【慰労金】 調理業務を委託している場合の調理員について、慰労金はどのように申請すればよいのか。	業務委託している場合の調理員についても、委託元の介護サービス事業所等において慰労金を申請することとなるため、調理員からも代理受領委任状の提出を受けたうえで、介護サービス事業所等で申請することとなります。
6	【慰労金】 調理業務を委託している場合の調理員について、慰労金の支給は、各調理員個人に支払わなければならないのか。	業務委託している場合の委託先の職員について、慰労金の支給方法として、①介護サービス事業所等から各職員個人に支給する、②介護サービス事業所等から委託先の法人に支払いを行い、委託先法人が各職員に支給する、のいずれかの方法により支給してください。

青森県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に 対する緊急包括支援事業費補助金に関するQ&A(よくあるお問い合わせ)

	質問内容	回答
7	【感染症対策支援事業】 支援の対象となる物品はどのようなものが該当するのか。	感染症対策支援事業については、感染症対策を徹底ために「感染予防や感染拡大防止に資するもの」とされており、県補助金交付要綱別表2の3補助対象経費において例示している物品などが該当します。 なお、別表2の3補助対象経費において例示している物品であっても、感染予防や感染拡大防止のためではなく、単に現在使用している物品が古くなったので買い替えるとの理由では対象となりませんので、ご注意ください。
8	【申請方法】 有料老人ホームについて、介護給付費の請求を行っている介護サービス事業所等と併せて、国 保連の「電子請求受付システム」によりインターネット申請してよいのか。	介護給付費の請求を行っている介護サービス事業所等は、国保連の「電子請求受付システム」によりインターネット申請していただきますが、有料老人ホームについては、別途、有料老人ホーム分の申請書類を作成して、郵送で青森県高齢福祉保険課に郵送していただくこととなります。
9	【申請方法】 介護給付費の請求を行っている介護サービス事業所等について、郵送で県に提出することはできないのか。	介護給付費について債権譲渡を行っている介護サービス事業所等を除き、基本的に介護給付費の請求を行っている介護サービス事業所等は国保連の「電子請求受付システム」によりインターネット申請していただきます
10	【申請方法】 申請書のサービス種類コードには、何を記載すればよいのか。	国保連に介護報酬を請求する際に使用する介護保険サービス種類コードを記載してください。
11	【申請方法】 有料老人ホームは事業所番号がないので、申請書の事業所番号は空欄でよいのか。 また、サービス種類コードも空欄でよいのか。	申請書の様式上、事業者番号は空欄のままですと、正しく作成できませんので、有料老人ホームなど事業者番号がない事業所についても、事業者番号欄に任意の数字「1」や「2」などを入力してください。 なお、サービス種類コード欄は空欄でも構いません。